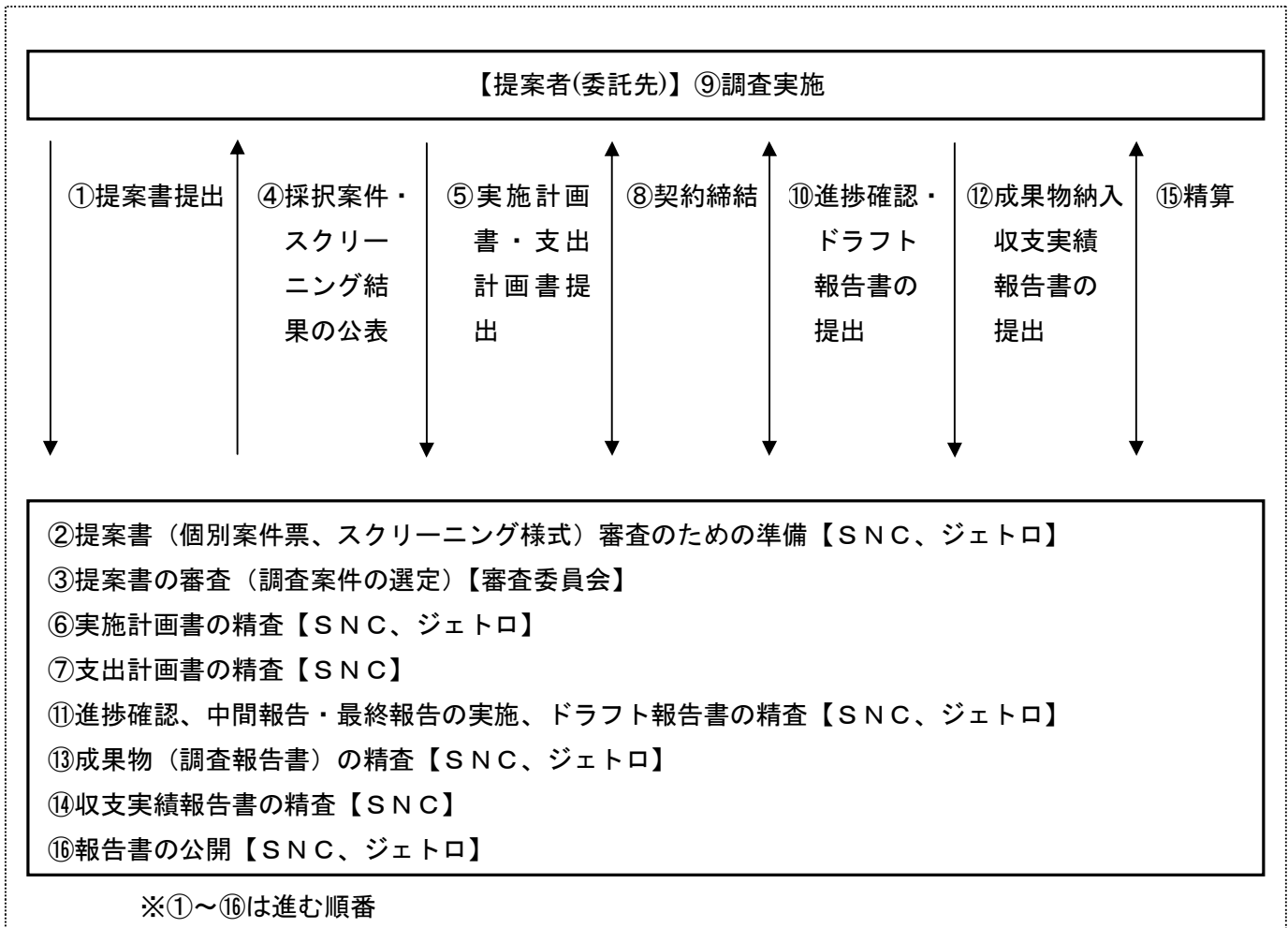


**地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業
（一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）の
進め方**



1. 応募と審査（①～④）

提案者は、提案書（個別案件票、スクリーニング様式）を提出することにより、本事業に応募します。

提案書の内容は、外部有識者で構成される審査委員会にて審査します。必要に応じて、提案者から提案案件について説明していただく機会を設けます。

なお、採択案件名と提案者名をSNCが運営・管理する本調査事業のウェブサイト（<http://www.snpa.co.jp/infra-study/>）、ジェトロのウェブサイト（http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/oda/model_study/）に公表します。加えて、案件概要およびスクリーニング結果を本調査事業のウェブサイトおよびジェトロのウェブサイトに掲載します。

2. 実施計画書および支出計画書の提出と精査（⑤～⑦）

採択された提案者は提案書に基づいて詳細な実施計画書および支出計画書を提出し、実施計画書についてはSNCおよびジェトロが、支出計画書についてはSNCが精査します。実施計画書は、「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」に従って作成していただきます。

実施計画書および支出計画書の内容が不十分な場合は、再提出していただく場合もあります。支出計画書は、調査員ごとの詳細な業務従事予定表を作成の上、積算下さい。

3. 調査委託契約の締結（⑧）

実施計画書と支出計画書が確定した後、SNCと提案者（以後、委託先）の間で調査委託契約を締結します。共同提案の場合は、全委託先連名になります。

4. 調査実施（⑨）

委託先は、調査委託契約書に基づいて調査します。調査対象国へ現地出張する際は、事前に出張日程、連絡先、調査予定内容をSNCへご連絡願います。必要に応じて、ジェトロ職員が現地調査に同行します。

5. 現地関係機関、ジェトロ海外事務所への説明（⑩、⑪）

委託先は、調査対象国へ出張中、情報収集のため相手国関係省庁・機関を訪問することに加え、現地関係機関（現地日本大使館、JBIC、JICA等）、ジェトロ海外事務所を訪問し、調査内容、調査結果をご説明願います。

6. 中間報告の実施（⑩、⑪）

第1次現地調査終了後、第2次現地調査前を目安に、調査の進捗を確認することを主目的として、中間報告を実施します。その際、SNC、ジェトロのほか、関係機関が出席します。

なお、業務日誌については毎月ご提出頂きますのでご注意ください。

7. ドラフト提出及び最終報告（⑩、⑪）

2010年1月から2010年2月上旬にかけて、ジェトロ職員に加え、相手国関係機関を交えた最終報告を開催し、情報共有を行うとともに、案件の具体化に貢献するよう報告書の質を高めます。

また、「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン別紙3」に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮項目を含んでいるかを確認します。

なお、内容が不十分な場合、必要に応じ修正を求めることもありますのでご承知置きください。

8. 成果物の納品、収支実績報告書の提出（⑫）

委託先は、SNCへ契約書に定める期限である2月15日（月）までに成果物（調査報告書）を納品、2月22日（月）までに収支実績報告書をご提出頂きます。

9. 成果物、収支実績報告書の精査 (⑬~⑮)

調査経費は、SNCおよびジェトロが調査委託契約の成果物である調査報告書の内容を確認するとともに、SNCが調査完了後に委託先が提出する収支実績報告書を精査し、本委託調査実施に必要と認める経費について精算払いすることとします。

10. 調査報告書の公開 (⑯)

原則として、SNCは納品された調査報告書の要約（和文、英文）を本調査事業のウェブサイトおよびジェトロのウェブサイト上に公開するとともに、調査報告書（和文、英文）を経済産業省図書館、国立国会図書館、ジェトロ・ビジネスライブラリーに一般配架します。

11. 案件進捗の確認のお願い

経済産業省による評価事業の一環として、過去に実施した調査の追加支援を行うフォローアップ案件選出等の参考とするため、委託先に対し、進捗確認のためのアンケート調査等を実施します。

なお、本件についてご協力いただけない場合は、次年度以降の応募の際に、評価に反映されることをお含みおきください。

以上